

# 平成 25 年第 11 回教育委員会臨時会記録

平成 25 年 11 月 25 日（月）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成 25 年 11 月 25 日 (月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 10 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 委員 長 田中 奈那子  
職務代理者  
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子  
教育長 井出 隆安

### 欠席委員

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫  
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂  
庶務課長 北風 進 教育企画課長 筒井 鉄也  
特別支援教育課長 塩畑 まどか 学校支援課長 青木 則昭  
学校整備課長 喜多川 和美 生涯学習推進課長 濱 美奈子  
スポーツ振興課長 高橋 光明 済美教育センター所長 田中 稔  
済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美  
済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘 中央図書館長 大林 俊博

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司  
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第 68 号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 69 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第 70 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 71 号 「平成 25 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検  
及び評価（平成 24 年度分）」について

議案第 72 号 高円寺地域における新しい学校づくり計画の策定について

議案第 73 号 杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針（案）の策定  
について

## 目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第 68 号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	23
議案第 69 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	25
議案第 70 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	26
議案第 71 号 「平成 25 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価（平成 24 年度分）」について	4
議案第 72 号 高円寺地域における新しい学校づくり計画の策定について	14
議案第 73 号 杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針（案）の策 定について	18

**委員長** 皆様こんにちは。大分、日が落ちてくるのが早くて暗くなってきましたけれども、今週金曜日にアイソン彗星が太陽に一番近づくということで、これから夜が楽しみなのと、眠くなってしまうのと、というのがあるのかなと思うのですけれども、ぜひ見てみたいなど。今生きている、今いる人たちしか見られないという、そんな彗星だということで、楽しみにしたいと思います。

それでは、ただいまから平成 25 年第 11 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は折井委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事日程はご案内のとおり、議案が 6 件となっておりますが、そのうち、日程第 1 議案第 68 号から日程第 3 議案第 70 号までの議案につきましては、平成 25 年第 4 回区議会定例会への追加提出予定議案で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがって、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に異議がありませんので、日程第 1 議案第 68 号から日程第 3 議案第 70 号までを非公開とし、まず日程第 4 議案第 71 号から日程第 6 議案第 73 号までの件につきまして審議することといたします。

それでは審議に入らせていただきます。

日程第 4 議案第 71 号「平成 25 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 24 年度分）について」の議案を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第 71 号につきましてご説明をいたします。

報告書を 3 枚めくっていただきまして、1 ページ目をご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条によりまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を行うこととされてございます。そこで平成 25 年第 11 回教育委員会定例会で決定されました方針に基づきまして点検評価を実施し、この度、結果をまとめさせていただきました。

実施方法でございますが、教育ビジョン 2012 推進計画に掲げる事業のうち、

重点事業や平成 24 年度の新規事業など、7つの目標達成に向けて主な事業を対象とし、平成 24 年度の実施状況を踏まえて点検と評価を行いました。学識経験者による評価につきましては、慶應義塾大学の糸賀雅児先生、筑波大学の藤井穂高先生にお願いをしております。

次に評価内容をご説明いたします。19 ページをご覧ください。

「目標Ⅰ 学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます」でございます。小中学校の一貫性のある教育や、就学前教育指針の策定、小笠原への自然体験交流事業等によりまして、知・徳・体のバランスのとれた教育を進めまして、義務教育修了時点での学習習熟度、また、体力度の向上を図っております。今後は各学校の特色を生かしつつ、学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導の充実や、教員による協力的指導等に対して教育委員会も一層の支援をまいります。

学識経験者からは、小中一貫教育の推進と並行して、就学前教育に力を入れていることにより評価をいただいております。その上で、「幼保小連携カリキュラム」の策定に対する期待が寄せられております。また、学校教育における知・徳・体の調和的な教育が求められることから、評価対象事業に道德に関する事業を入れるよう提言を受けております。教育委員会といたしましても、「生き方を学ぶ教育活動」の充実に努めますとともに、その評価、検証方法等の研究をしてみたいと考えております。

続きまして 26 ページ、「目標Ⅱ 学校の経営力・教育力を高めます」におきましては、指導教授、区独自教員、学校司書、准指導主事等、様々な人材の配置や授業力向上塾の実施によりまして、学校の経営力・教育力を高めてまいりました。課題とし、若手教員が増加する中で、教職員の力量形成、また、一層の指導力の向上が挙げられます。

目標Ⅱに関しては、学識経験者お二人から評価をいただきまして、教員へのサポート体制の整備がとられていることや、手厚い人の配置に対しては高い評価をいただいた反面、設定した指標に対してのご意見や、この目標の実現は、学校の教育力向上に向けた組織力をどう高めるかとも連動するので、教育委員会としての支援策を考えてはどうか、というようなご意見もいただいております。教育委員会といたしましても、教育ビジョン推進計画の次回の改訂時に、ご指摘の点を踏まえて検討してまいりたいと存じます。

次に 33 ページをお開きください。「目標Ⅲ 個に応じた学び・成長をきめ細か

く支えます」におきましては、学齢期児童の発達障害支援事業を新たに開始し、就学前の療育から継続した支援を受けられるようになったこと、また、いじめ、不登校対策など、個に応じた支援を進めたことで、子どもたちの学びや成長に寄与いたしました。今後は「特別支援教育推進計画」に基づきまして、特別支援の教育環境を整備するとともに、「不登校解消支援システム」の定着と活用を進めまして、不登校の子どもたちの出現率の減少を目指してまいります。

学識経験者からは、教育委員会ではできない仕事であり、情緒障害学級の増設をはじめとする特別支援教育の充実について、今年度達成度が「B」であったため、次年度は「A」になるよう確実な実施を望むとされました。教育委員会では、今年度から事業の進行管理を毎月行ってございます。着実な事業の執行を今後も目指してまいります。

次に 38 ページ、「目標Ⅳ 家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」でございます。19校となりました地域運営学校と、既に全校に設置された学校支援本部の連携により、地域の力を学校経営、教育活動に生かしてきているところでございます。また天沼中学校区での地域教育推進協議会、永福地区や新泉・和泉地区に設置しました新しい学校づくり協議会によりまして、学校を中心とした地域コミュニティの形成もされてまいりました。今後も地域と共にある学校づくりに向けて、地域運営学校の指定拡充を進めてまいります。また、地域教育推進協議会のモデル地区を増やしまして、区内各地域の教育力向上への意識を高めてまいります。

学識経験者からは、事業実績欄の計画値や達成度の表記について疑問が呈されました。計画値につきましては、現状の方がわかりやすいとは考えてございますけれども、表記方法につきましては検討してまいります。また、達成度につきましては、行動計画に対してどの程度達成したかを見るものでございまして、教育委員会としては、全ての事業に対して「A」を目指しているところでございます。

次に 43 ページ、「目標Ⅴ 学習教育環境の整備充実を図ります」では、耐震改築をはじめとしまして、学校施設の整備事業を計画どおり進めたことにより、安全で快適な学習環境を確保いたしました。また、災害時等にメールで一斉通知を行う連絡網の運用も始まりましたが、災害時だけではなく、学校と保護者の情報を共有するために有効に活用している学校も出てきているところでございます。今後の課題といたしましては、学校の老朽化対策で教育環境の整備充実とコスト

削減の両立を図る必要がございます。また、小中一貫教育校の設立に当たりまして、デジタル教材の活用など、先進的な設備の整備を検討していく必要がございます。

学識経験者からは、学校の改築には中長期的な展望と、区の総合計画、新しい学校づくりの推進との連動が必要であること、子ども安全連絡網につきまして、保護者の求める情報が配信されているのかどうかの検証に関するご意見を頂戴しましたので、その方向で検討してまいります。

次に、48 ページ、「目標Ⅵ 誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」では、「図書館サービス基本方針」を策定し、団塊世代の地域還流、地域における知的活動欲求の高まりに応えられますように、図書館の方向性を明らかにするとともに、多様なつながりを育む場として、「すぎなみ大人塾」をはじめとする事業推進によりまして、生涯学習の基盤づくりを進めました。今後は「知の循環型社会」の実現に向けまして、他部署との連携をさらに進め、区民が身近なところで学び、その成果を生かすことができるようにしてまいりたいと考えています。

学識経験者からは、指標の設定につきまして疑問が呈されました。学識経験者のおっしゃるとおり、地域づくりには幅広い年齢層のつながりが求められるものですが、教育委員会といたしましては、特に地域との関係が薄くなりがちな青年層に着目しまして、つながりを向上させることに、まずは力を入れてまいります。また、区の実行計画等との整合性の観点から、定性的な表記にしておりますけれども、教育ビジョン推進計画の次期改訂時には、数値表記についてもさらに検討を進めてまいります。

次に 53 ページ、「目標Ⅶ 気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり・健康づくりを進めます」では、「スポーツ推進計画」の基本的な考え方をまとめ、今年9月に策定をいたしましたところです。また、老朽化の進んだ体育施設の整備や地域スポーツの推進役でございますスポーツ推進委員の活動を支援し、スポーツ・健康増進活動を楽しめる環境づくりを進め、仲間づくりや健康づくりに寄与することができました。今後は「スポーツ推進計画」の普及・啓発を図るとともに、新たな地域スポーツクラブの立ち上げに向けまして、地域での取組を支援してまいります。

学識経験者からは、指標として「成人の週1回以上のスポーツ実施率」に民間

施設でのスポーツ実施も加えていることに違和感がある、とのご指摘をいただきましたが、区立施設であろうと民間施設であろうと、区民が気軽に運動を楽しむことが生涯にわたる仲間づくり・健康づくりにつながると考えてございます。また、計画及び実績に「検討」とされているものが多いことにつきましては、区の実行計画等との整合性の観点から、定性的な表記にしているものでございます。

最後に、58 ページの学識経験者の総括評価でございますが、糸賀先生からは、目標及び実績が定性的な表現であり、達成度に説得力がないとのが再度述べられてございます。定性的な表現につきましては、区の総合計画・実行計画との整合性を図った上での設定でございまして、今後も区の計画と整合性を図りつつ、定量的な表現も検討してまいります。また、達成度「A」「B」「C」につきましては、行動計画に対しどの程度達成したかを見るものでございますので、教育委員会としましては、全ての事業に対して「A」を目指してまいります。ただし、事業予算を単独で措置していないものでも、7つの目標に寄与しているものがあるというご指摘もいただいております。ご指摘のとおりでございますので、そういったものを含めての評価方法については、今後の検討課題としてまいりたいというふうに考えてございます。また、教育委員が点検評価に立ち会うべきでは、とのご意見でございますが、現在の手法を変更する予定はございませんけれども、教育委員会での丁寧な説明を行うことにより、教育委員会での議論や理解を深めていただき、教育委員会としての主体性を高めてまいりたいというふうに考えてございます。

藤井先生からは、この点検と評価、制度と内容の両面で安定をしてきており、平成24年度の目標もおおむね達成できているとの評価をいただきました。また、教育の柱である「人」に予算をかけているということも評価をしていただいた一方で、成果を量のみでなく質で表すことができるかについて検討してほしい、というご意見もいただいております。教育活動の成果を数値化することは難しいところではございますけれども、今後の検討課題としてまいりたいと思います。点検評価の内容については以上でございます。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、開会中の第4回区議会定例会の文教委員会に報告をしました後、12月中に区及び教育委員会のホームページに掲載をする予定でございます。

説明については以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** たくさんの資料等含めて、ご説明の方ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**折井委員** 既にもう説明して下さったことかもしれないのですが、57ページの「学識経験者による評価」の一番下の行で、「予定通り進んだのであれば、達成度は『B』でないのか」というご指摘に対し、教育委員会での達成度の評価は「C」なのですよね。こちら、逆に低くなっているところの理由があまりよくわからなかったのですけれども、もう一度説明していただけますでしょうか。

**庶務課長** 糸賀先生がおっしゃっているのは、いわゆる評価をするときに、例えば年度初めに目標を立てます。それをやったこと自体は「A」ではなくて「B」だろうと。それ以上やったら「A」ではないのかというようなご趣旨のことをここで述べていらっしゃるのですが、各事業ごとの達成度というのは、我々としては行動指標と申しまして、例えば予算が100回分ついている、100回やれば「A」という評価をこの事業単位の達成度はしているところなのです。そこが、例えば職員の評価をするときには、普通にやれば「B」、並より優れば「A」なので、そのことをおっしゃっているのですけれども、我々としては100目標値で予算がついているものを100やれば「A」なのですと。それ以上というのはできないのです、という話はしてございます。

**スポーツ振興課長** ここの糸賀先生の「B」という達成度の表現は、実は55ページにあります「体育施設の整備」なのです。この体育施設の整備は「A」で評価を所管課としてしたのですが、これは今、庶務課長がお話ししているとおりで、当然予定どおり進んでいますから、「A」なのですけれども、先生の評価は予定どおり進んだのであれば普通だから「B」でしょ、というような考え方をここに書いています。

56ページの達成度の「C」については、内部検討でずっとやってきてなかなか進まないという現状があるから「C」という評価をしたのですが、これは「正直でいい」ということも言われましたけれども、実は目標値に達してないということですので、ここはなぜかという、言い訳になりましたけれども、相手があること、いわゆる区民の方々が関わっている事業なので、そこの兼ね合いで丁寧にやっていかないとなかなか進みませんよ、ということで、目標値に対して「C」という評価をしたということです。

**折井委員** この評価を学識経験者の方にお問い合わせするときに、そのあたりのこうであれば「A」にします、こうであれば「B」にします、「C」にしますといったようなことはお話をされているのですか。

**庶務課長** お話はいたしました。

**折井委員** わかりました。

**庶務課長** したのですが、違うだろうと。

**折井委員** 意見の相違ということですね。

**庶務課長** そういうことです。

**折井委員** 溝が埋まらなかったということですね。わかりました。

**委員長** よろしいですか、他に。

**田中委員** 48 ページの「誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」の中で、表のところ、社会参加とか図書館利用は 23 年度よりパーセンテージも数字も下がっていますよね。そしてその青年層の割合というのは 76% ということで、今、地域との絆とかの関係性が薄くなっている中で、青年層が地域につながっていることは素晴らしいことだと思うのですが、評価の中でもありますけれども、この青年層というのはどのようにして把握したパーセンテージなのか、ということと、26 年度目標値が 76% から 70% に下がっているのはどういうことなのかをちょっと教えていただきたいと思います。

**生涯学習推進課長** まず、学習を通して地域でのつながりが向上した青年層の割合につきましても、どうやって出したかということですが、社会教育センターのいろんな授業に参加している青年層の方、もちろん全員にアンケートをとっているのですが、そのうち青年層の方たちにお書きいただいたアンケートの内容を確認しまして、「学習を通して地域でのつながりが向上した」というふうにお答えいただいた方が全体の 76% だったというような内容になっています。

なお、26 年度の目標値というのは、もともとこの事業を実施するに際して決めた目標値ですので、24 年度末はその目標値よりも高い結果が出たというようなこととなります。

**田中委員** 青年層とは、何歳から何歳ぐらいなのですか。

**生涯学習推進課長** 青年層は 20 歳代から 30 歳代をとりました。

**委員長** よろしいですか。他にいかがでしょうか。

34 ページの特別支援教育の充実の「B」というのは、これは多分施設面とかと

ということが中心ですよ。

**特別支援教育課長** 特別支援の関係で申し上げますと、検討をするというふうになっているにもかかわらず、検討ができなかったものが幾つかございまして、それで「B」とさせていただいているところです。

**委員長** それは、今後検討して実施をしていくというか、そういう考え方という。

**特別支援教育課長** はい。特別支援教室の設置に向けた検討というのは、今まさしくやっているところでございます。

**委員長** わかりました。それから、教員の指導力向上というところで、実際には、やっぱり授業力というか、特に若手教員の授業力向上という部分で、これ全部「A」という形になっているのですけれども、実際に先生方の授業力とか、その辺の現状というかね。保護者、地域から、そういうような声というものが上がってきているのかどうか。要するに、授業力が高まっているというね。そのあたりはどうなのでしょう。

**済美教育センター所長** こちらの方の達成度というのは、指導教授を11名、各分区ごとに1名ずつ配置したという意味の「A」です。そして子どもの肯定率の8割、80.8%というのは、おおむねよい評価をもらっているということです。年度によっては80%、83%というふうに上がっていく年もありますけれども、この数年間では大体8割から9割のところを推移している状況です。10割を目指して先生方の指導力を上げていきたいな、というふうには思っております。

**委員長** ありがとうございます。多分この辺が一番悩むところかな、というふうには思うのですけれども。それから、あわせて個に応じた指導というところでの、いわゆる学校不登校関係の、これも全体に見て評価的にはすごくいい部分があると思うのですけれども、学校の対応ですとか家庭の教育力の向上とか、そういうものも含めてというところもさらに加えていかなければいけないという部分があるのではないかなと思うのですけれども、この辺の現状というか、そのあたりはどうなのでしょう。

**特別支援教育課長** 不登校の関係につきましては、今おっしゃっていただいたとおりに、多方面からいろいろやっていく必要があるかなと考えております。適応指導教室という不登校の子が通う教室の方も充実させていく必要があり、今そちらも今までやってきたことの検証ということで作業をしているところです。あわせて、学校サイドとしても、不登校を解消するために、子どもたちが通わなく

なり始めたときに、学校が個票でそれぞれその子どもの記録を出し、私どもの方にいる不登校対策担当が学校に対するアドバイスをするというようなところを担ってございますので、できるだけ早い時期に気づき、早い段階で支援をするというようなところを手がけているところでございます。

**済美教育センター所長** 不登校の発生状況については、間もなく教育委員会の方でも平成 24 年度のいじめについてのご報告をさせていただきますが、出現率については小学校・中学校減っている状況ですので、またそういうものをあわせて見ていただいて、そのあたり評価していただきたいなというふうに思っております。

**委員長** 多分、保護者の方たちから見ると、細かい部分で表には出ていないけれども何かそういう傾向気味というか、そういうところも意見として出てくる部分があるのかなと思うので、ぜひその辺については学校現場と連携をとりながら、ということで状況を見守って、対応力とか、家庭の教育力というのも上げていかなくてはいけないという、その辺のあたりも投げかけていかなくてはいけない部分があるのだろうと思うので、ぜひきめ細かい形で見ただけならばというふうに思います。

他にいかがですか。

**對馬委員** 全体的に「A」の評価がほとんど、計画したものが実施できている方向にあるということは非常にいいことだと思うのですが、やっぱり数字で出せるものと出せないものと当然あると思うのですが、「実施」は「実施」でわかりやすいのですが、「充実」とかいうのはわかりづらいので、そのあたりがもうちょっとわかりやすく表せるといいなというふうには、全体的なことでもそう感じます。ただ、数字だけ出ればいいというものではもちろんないと思いますので、そういうのが非常に、報告って難しいものがあるなと思いながら読ませていただきました。

**庶務課長** その辺も先生方からご指摘をいただいているので、ただ総合計画の中にも充実というものがあるものですから、その辺の整合性を少し見ながら、ただ「充実」というと何を充実するかというのがよくわからないので、その辺の表記の仕方については少し研究をしてみたいと思います。

**折井委員** こちら、このままネット上で公表するのでしょうか。

**庶務課長** はい。

**折井委員** その場合には、この「A」が何を意味するのか、「B」が何を意味する

のか等々をきちっと前の方に、もしくは別でも結構ですが書いていただくと、どうしてもこの学識経験者による評価というところを結構中心に、区民の方ご覧になる方がいらっしゃると思うので、そうすると何だかこちらの評価の仕方がいかにも都合がいいように書いているように見られてしまうといけないので、きちんと、区には区の達成度の基準があるのだということをどこかで説明をしてくださると間違いがないかなというふうに思います。

**庶務課長** 達成度の基準については、19 ページの前の表紙のところは何%達成すれば「A」ですよというのは表記しているのですけれども、もう少し丁寧に書いてもいいかなと感じますので、来年度頑張りたいと思います。

**田中委員** 23 ページなのですけれども、「体力づくりの推進」の中で「武道指導員の派遣」は「実施」ということになって、25 年度以降も「実施」なので、達成度としては「A」なのですけれども、これ必修になりまして実際の専門の武道指導員は何人ぐらい今、関わっているのか教えていただけますでしょうか。

**済美教育センター所長** 武道指導員なのですけれども、予算上は4人なのですが、実際、学校の方が同時期に重なっている関係で、今現在はこちらの方に7名の方にご登録いただいている、重なりに対応している状況です。ですので予算上のものに対して、1人分を2分割することで人数を確保して全ての学校に行っているというような状況があります。

**田中委員** 全体には行き届いているということですね。

**委員長** 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

最終的には全部「A」のところを目指していくということですよ。

**庶務課長** もちろん「A」を目指してまいります。

**委員長** 特に、「地域に開かれた学校づくりの推進」ですか、「共に支える教育を進める」というところで。ここのところなんか、ある面では「A」という評価を出していてもいいのかな、と私なんかは思うのですけれども、これからまだやっていくという部分で「B」という達成度になっているということですか。

**学校支援課長** この「目標Ⅳ」とかほとんど「B」になってしまっているのですけれども、やっぱり当初計画どおりまでは達成できなかった部分もございましたので「B」としましたけれども、今後は庶務課長が言ったように「A」を目指していきたいと思っております。

**田中委員** 今のところなのですけれども、達成度は学校が指定校になったり、学校

支援本部が全校設置とかいうのはわかるのですが、それに対して、地域は変わらないのですが、管理職とか教職員とかも変わりますので、その後の検証というのが一番大事だと思うのですね。立ち上げただけではなくて、やはりそこをしっかりとこれからしていただきたいと思います。

**学校支援課長** 確かに設置の数字だけではなくて、内容の充実が必要だと思いますので、その点についても配慮していきたいと思っております。

**委員長** 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にはご意見等ありませんので、議案第 71 号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、異議ありませんので、議案第 71 号は原案のとおり可決させていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、日程第 5 議案第 72 号「高円寺地域における新しい学校づくり計画の策定について」の議案を上程し、審議いたします。学校支援課長からご説明をお願いいたします。

**学校支援課長** 高円寺地域の新しい学校づくり計画につきましては、本年第 9 回教育委員会において計画（素案）の骨子について委員協議をお願いし、いただいたご意見を踏まえた計画案を第 13 回教育委員会でご承認いただきました。さらに区議会文教委員会に報告後、資料に記載がございますように、区民等の意見提出手続きを 9 月 21 日から 31 日間行いました。結果につきましては、資料の 3 「意見の提出状況」にありますように、71 件、延べ 121 項目の意見がございました。ご意見の概要と、それに対する教育委員会の考え方につきましては、別紙 1 をご覧ください。

表の左に通し番号がございますが、例えば No. 1、No. 2 では、財政負担軽減のための計画ではないか、とか、規模が大きくなると先生が目が行き届かなくなる、といったご意見がございましたが、この計画は児童・生徒にとっての、よりよい教育環境の提供を目的としており、ある程度の規模があることにより交友関係が広がり、多様なものの見方や考え方に触れる機会が多く得られ、また教育活動の活性化が図られるという教育委員会の考え方をご説明しております。

次のページをおめくりください。No.10 でございますけれども、小中一貫教育のメリットが理解できない、というようなご意見がございましたが、教員間の交流

が進み相互理解が深まっていることや、小学生の中学校生活への不安感が減り、期待感が高まっているといった成果をご説明しております。このように意見の概要をNo. 1 からNo.26 にまとめ、それぞれ教育委員会の考え方を明記してございます。

今回いただいた意見に基づきまして、計画案を別紙2のとおり、3箇所修正することといたしました。修正内容につきましては計画案文でご説明いたしますので、別紙3の方をご覧ください。

まず別紙3の4ページをお開きください。真ん中よりちょっと下の方に「(4) 施設整備」がありますが、最後の2行、「また、学校運営上でも、安全面・心理面を考慮した施設利用のルールをつくる等、十分な配慮を行います。」という文章を追加いたしました。これは、体格の違う小学生と中学生と一緒に生活して大丈夫か、というようなご意見を反映させたものでございます。

次に5ページの一番下をご覧ください。最後の2行でございしますが、「また、開校後、当面の間は交通安全指導員の増員を図る等の十分な安全対策を講じます。」という文章をつけ加えてございます。これは、環状七号線の横断等、登下校に不安がある、といったご意見にお応えしたものでございます。

さらに次のページ、6ページをお開きください。一番上に「(9) 開校前及び開校後の児童・生徒への配慮」というところがございますが、その3行目に「校舎の改築・改修中の期間においては、十分な安全対策を講じます。」を追加いたしました。これは校舎建築中の安全対策のご要望にお応えしたものです。

以上を修正の上、「高円寺地域における新しい学校づくり計画」を策定したいと思っております。よろしくご審議お願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。本当に、何度も何度も、という形の審議の中で新たに修正等含めて出していただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明についてご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**對馬委員** この区民からの意見というのは、無記名でいただいているのでしょうか。

**学校支援課長** いいえ。これは条例上、手続が決まっております。住所・氏名を記載したものが有効になる形でございます。

**對馬委員** わかりました。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

**折井委員** 関連質問なのですけれども、ということは、個人 71 件というのは重複

ありなので、記名式であれ、違う方で 71 人というわけではなくて、1 件につき 1 人と書いているということなのですか。

**学校支援課長** 件数としては 1 件 1 人という数え方をしております。ただ、お一人の方で、例えば FAX と郵送と両方あった場合には、これはそれぞれ入れていますので、この内訳を足すと 71 より多くなってしまうということがございます。

**折井委員** なるほど。ただ 1 件が違うもの、例えばファクスで来たもの、郵送で来たもの、違う意見をたまたま違う方法で寄せているということなののでしょうか。それとも同じ意見が来ているのでしょうか。

**学校支援課長** 同じものもございましたし、若干違っているものもあったかなと思います。

**對馬委員** 同じ意見の場合は、それは 1 件とカウントしているのですか。

**学校支援課長** お一人の方は全て 1 件としてカウントしてございます。

**對馬委員** では、71 名から意見をいただいたという考え方でいいのですか。

**学校支援課長** そうですね。

**折井委員** ちなみに、一月の間に意見聴取をして 71 件というのは数的には多めなののでしょうか。

**学校支援課長** 区で今いろいろなものを、パブリックコメントをやりますけれども、その中では比較的多い方かなと思います。

**折井委員** ありがとうございます。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

**田中委員** 本当に何度も読ませていただいて、いろいろなご意見もいただいて、これを調整なさっていくのも大変だと思うのですが、やはり新しいものに変わる時って誰でも不安が募って、思いがたくさんあると思うのですが、やはり大人側より子どもの側に立って、本当にどんな環境で教育を受けたら一番いいのかというところが一番の視点だと思いますので、十分に住民の理解を得て、よりよい子どもたちのための学校をつくっていただきたいと思いますので、とにかく学校に関わる方たちの地域の理解をさらに深めていただきたいと思います。

**学校支援課長** 今回も在校生の保護者だけではなくて、未就学で今後入る方の保護者にも説明してきましたけれども、そういった形で幅広く説明してまいりました。今後も、そういう形でご説明するとともに、また協議会等で皆さんの意見を言っ

ていただきながら、また地域と一緒に新しいもの、いいものをつくっていきたい  
と思っております。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

**折井委員** 5ページの「(8) 通学の安全対策」で、追加が入ったところですがけれども、「開校後、当面の間は交通安全指導員の増員を図る等の十分な安全対策を講じます。」とあるのですけれども、おそらく危ないところなので、保護者、地域の方々が心配しているということなので、「開校後、当面の間は」ということは、しばらくたったら増員はなくなってしまうというふうな理解でよろしいのでしょうか。

**学校支援課長** 危険なところには交通安全指導員はずっとついていくと思うのですけれども、特に開校時はお子さんは慣れないので、その分については、当初はさらに増員を図っていこうというところがございます。

**折井委員** ということは、基本的には危ないところにはずっと何年間も、例えば今の普通の他の小学校でも、危ないようなところにはボランティアの方々のお力も借りながら安全確保をしているのと同様のことをしながら、プラスアルファでするということですね。

**学校支援課長** おっしゃるとおりでございます。

**委員長** 他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

これ結局、成果として、でき上がった後にどういうふうに出てくるかということところが一番大きくなるので、今ここで検討することではないと思うのですけれども、そのところはやっぱり成果を出していかなければいけないという部分、成果というか、あまり気張るあれではないですけれども、前にも僕がお話ししたように、中学校の先生たちがどれだけ小学校との関わりを持っていけるかということところがすごく大事な部分になってくるかな、と思うので、折を見ながら私たちもそういう話をさせていただければと思います。

あと、実際に例えばルールをつくるといったときに、こんなルールというような具体性を持ったもので教育委員会の考え方を出していくということも。いろいろすごく揺れ動いている方たちにとっては、「なるほど、そんな中身のものが出てくるのだな。」というのを、それを検討していきますという形ではなくて、より具体的に出せるものについては出していけるといいのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**学校支援課長** 本文ではいろいろと「検討します」という文章がございますけれども、やはり骨格として新しい小中一貫校をつかっていこうという骨組みはもう揺るぎないところです。要するに肉づけの部分では、やっぱり区民の方と一緒に考えていくということで「検討します」という文言が多くなっているのかな、と思いますので、それはまた検討していくたびに、協議会ニュース等を出しながら、地域の方にお知らせして、皆さんの合意形成を図っていきたいと思っております。

**委員長** たぶん、その辺のあたりも理解を求めていく部分では、すごく大事な部分になるのかな、と思います。ただ実際にスタートしてから具体性を持つという部分もあると思うので、ぜひまた検討していただければ、というふうに思います。他によろしいですか。

では、特にこれ以上ご意見ありませんので、議案第 72 号につきまして原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第 72 号は原案のとおり可決させていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、日程第 6 議案第 73 号「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針（案）について」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、学校支援課長からご説明をお願いいたします。

**学校支援課長** 「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」についてお諮りします。基本方針につきましては、先月の教育委員会において骨子についてのご協議をお願いいたしました。その後検討を重ね、本日基本方針（案）を付議いたします。別紙に基づいてご説明いたしますので、別紙（案）の方をお開きください。

まず 2 ページの方をお開きいただけますでしょうか。表がございますが、この基本方針は「杉並区教育ビジョン 2012」が目指す、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を実現するために策定するものです。学校施設の老朽改築につきましては、「(仮称)杉並区立小中学校老朽改築計画」によることとし、同計画は「杉並区立施設再編整備計画」と整合性を図ります。また、小中一貫教育の推進は「杉並区小中一貫教育基本方針」によるものとしますが、小中一貫教育推進のための施設整備については、この新しい学校づくり推進基本方針と連携して取り組んでいくことといたします。

次に3ページの方をご覧ください。中ほどに、「第3 課題ととるべき方向性」がございますが、「1 学校適正規模の確保」では「(1) 児童・生徒数の現況と課題」、次のページに「(2) 学校適正規模についての考え方」、「(3) 学校適正規模確保の必要性」という3項目で構成されております。

国立社会保障・人口問題研究所による推計値では、今から17年後の平成42年度の杉並区の14歳以下の子どもの数は、現在より約17,000人減少することが予想されております。これまでと同じ数の学校を維持すると、一層学校の小規模化が進むことになり、小規模な学校では、子どもを多面的・多角的に評価する機会が少なくなるなどの課題が指摘されております。また、昨年度、学識経験者等で構成された「杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議」では、より質の高い学校をつくるためには、小中学校ともに最低限クラス替えができる規模が必要であり、現在教育委員会が掲げている学校適正規模については妥当である、と意見が一致しております。さらに子どもたちが幅広い交友関係の中から、多様なものの見方や考え方に触れる機会を提供できるといった、学校適正規模確保の理由を5項目掲げてございます。

4ページの下を表をご覧ください。以上のことから、望ましい学校規模は小学校では18学級、中学校では12学級としますが、現在12学級未満の小学校、9学級未満の中学校があわせて20校もあることから、当面の目標とする学校規模は表記のとおりとしたいと考えてございます。

次に5ページ、「2 学校施設の老朽改築」をご覧ください。全小中学校の約7割が10年後にはしゅん工後50年を経過し、老朽化による改築時期を迎えます。そこで計画的な改築を進めるとともに、適切な予防保全・維持管理に努め、大規模修繕を実施して建物の長寿命化を図るものとしたします。

次に「3 小中一貫教育の推進」につきましては、6ページをご覧ください。施設形態の図が図示されております。杉並区では大半を「施設分離型」により実施しますが、「施設一体型」には小中学校が日常的に連携して多様な教育活動の展開ができる特長があるため、地域特性等に配慮しながら、一体化が可能な場合には「施設一体型」の整備について検討していくこととしたします。

次に7ページ、「第4 新しい学校づくりの進め方」をご説明いたします。「1 新しい学校づくりの検討対象」といたしまして、(1)の著しく小規模な学校、今と同じように小学校7学級以下、中学校4学級以下が存在する地域というもの

に加え、新たに（２）11学級以下の小学校、8学級以下の中学校及び校舎老朽改築の必要な学校が複数ある地域を対象とし、（１）、（２）の要件が複合する地域を最優先に取り組むことといたします。

次に「3 新しい学校づくりの留意点」につきましては、8ページをご覧ください。冒頭に②とございますけれども、施設一体型小中一貫教育校の通学区域に関しては、地域の実情を配慮しながら見直していくことも検討してまいります。また、③にありますように、隣接区域に大規模校がある場合には、あわせて適正規模化についても考慮することといたします。

最後に「第5 地域との連携による新しい学校づくり」をご説明いたします。学校は子どもの学びの場であるとともに、人と人のつながりが生まれる地域拠点でもあるので、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えることも目標としてまいります。また、新しい学校づくりは地域全体の問題であり、教育環境整備とともに、「まちづくり」として関係者と十分な意見交換を行っていくことも必要と考えております。長くなりましたが、この推進基本方針案のご説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

**委員長** ありがとうございます。

それではただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

**折井委員** 7ページの「3 新しい学校づくりの留意点」の（３）で、改築を伴う場合には以下の点に配慮ということで、「他の区施設との複合化を視野に入れ、多機能化も検討」というふうに出ていますけれども、これは、先日報道でも出ていた、例えば杉並第一小学校だとか、ということになるのでしょうか。こちらはもう既に報道で出ているということは、目の前に来たことなのかなというふうに思うのですが、これは「1 新しい学校づくりの検討対象」の（１）と（２）のこのどちらかに当たるということなののでしょうか、もしくは複合する地域ということなののでしょうか。

**学校支援課長** まず、（３）の①のご説明ですが、今、委員がおっしゃっていただいた杉並第一小学校が今回また計画で出ておりますけれども、そういった多機能化、さらには、学童クラブを今後改築する場合には、基本的に学校内に入れていくとか、そういったことがございますので、そういった複合化とか多機能化を検討していくということでございます。

**折井委員** 杉並第一小学校は複合化ということで、今、検討されているということですね。新しい学校づくりの検討対象というのは、小さな学校か、もしくは老朽化が進んでいるところで、(1)と(2)の要件が複合する地域が最優先ということなので、この(1)あるいは(2)、もしくは(1)と(2)のどれかの条件に当てはまるから杉並第一小学校ということなのですか。それとも違う施設と一緒に併せた方がより効率的であるからという、第3の理由なのでしょうか。

**学校支援課長** 今の委員のご質問、「1 新しい学校づくりの検討対象」に杉並第一小学校が当たるのか、というご質問だと思うのですが、杉並第一小学校は対象となっております。というのは、適正規模がもう既にございますので、単独で改築が必要だと。ただ今回、単独ではあるけれども、そういった他の区施設と複合化・多機能化をしていくということでございます。

**折井委員** それは多機能化がしやすければ、進めていくということなのでしょうか。

**事務局次長** 学校の適正配置の中でも適正規模を保っている学校は、改築時期がきましたら単独で改築をします。ですから今回、来年の3月にしゅん工いたします高井戸第二小学校は適正規模をかなり上回っている学校でございますが、これは耐震化という観点で単独で改築をしております。その中には学童クラブを既に入れ込んでやっておりますし、今新泉・和泉で一貫校をつくっておりますが、そこには2つの児童館の学童クラブを入れる予定でございます。

そういったようなことで、単独で改築して複合化をするというのが基本ですが、その中でも小規模化をしているといったようなところ、またそれに改築時期がもう来ているところは、いわゆる適正配置の対象としての改築をするということですが、今回の杉並第一小学校はただ単純に老朽改築でございます。中杉通り側が築56年、それから北側の4階建ての校舎が築53年でございますが、コンクリートの耐力から考えますと50年から60年ぐらいの間で改築した方が望ましいというふうに言われておりますので、これからまだ6年間ぐらいかかるのですが、ちょうどその時期に一応、一番古い学校でそれに該当しているということでございます。

**折井委員** ありがとうございます。あと、多機能化の場合には、学童とか児童館というところはすごく子どもたちが対象であるということですのでつきりすると思うのですが、場合によってはもっと年配の方たち、医療の施設もあわせるというような多機能化が行われた場合には、子どもたちが学校では、例えば、休み

時間には思い切り声を出して外で遊んでいいというのがあるべき姿だと思うのですが、年配の方たちがいるということで、それに配慮しなければいけないという面が出てくるとちょっとかわいそうかなという気がするので、そのあたりもちょっと配慮した形での改築にさせていただけるとありがたいな、というふうに思います。

**学校支援課長** それは今後、区立施設再編の中で考えていくと思うのですが、高齢者施設等の複合化というのは当然考えられると思います。その場合でも、子どもたちの学校教育がまず第一番で、必要な場合には高齢者と交流して、また子どもたちの多様な感性を養う場合には、そういったことも必要なのかな、というふうに考えます。

**事務局次長** 既にデイサービスの施設は盛り込んでいまして、桃井第五小学校の耐震改築にあわせて北側の方の校舎の部分ですが、一階にデイサービスを設けています。それから3年前にしゅん工しました松溪中学校はもともと既存校舎の中にデイサービスの施設がございましたので、それをそのまま残してあります。その他に、方南小学校や八成小学校、桃井第三小学校にもございますので、もう既に高齢者の施設としての合築ないしは再配置、そういったものはもう手がけている状態でございます。むしろ課題は、学校の教育活動の中に、そういう方たちとの交流をどういうふうに生かしていくのか、というところが一番の肝心のところでございます。現実、見ている間ではどのぐらいやれているのかな、こっちが思うほどはっていないな、というようなのが実態かなと。そこがやっぱり、その学校施設を管理している学校長の手腕だろうというふうに思っております。

**田中委員** 今のお話の中で、老朽化をしたところは単独で改築をしていくところとはわかるのですが、そうすると「施設一体型」より「施設分離型」の小中学校が多くなると思うのですね。その中で、「施設一体型」は小中一貫の特長がわかるのですが、「分離型」になると、「隣接型」も何校かありますけれども、その小中一貫の問題点というのかしら、特長というのかしら、そういうところをもう少し整理して、保護者・地域の方たちにわかるように何かあったらいいのかなと思います。

**学校支援課長** 先日、協議いただいた小中一貫基本方針の方も見直ししておりますので、またそういったところの中で研究してまいりたいと思います。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

多分、頭が痛い部分もあるのではないかなと思うのですけれども、人口が本当にこんなに減少してしまうのだなというところがあるし、東京オリンピックが開かれるのでまた逆に多少でも増えるかなというふうに、その辺の推移はすごく判断は難しい部分だろうと思いますけれども、また細かい部分で検討を重ねていただければ、というふうに思います。

**對馬委員** この前も言ったのですけれども、保育園の待機児を減らすということは、その人口が増える可能性が大分あって、それが小学校に上がってくるという、現実にもそうなっていますので、その辺のところをやっぱり校舎改築のときに計画の中にちょっと盛り込んでいただければと思います。

**学校支援課長** 子どもの人口推移等検討しながら、改築も検討してまいりたいと思います。

**委員長** よろしいですか。

では、特にございませんので、議案第 73 号につきまして、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第 73 号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。  
それでは冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行わせていただきます。

その前に庶務課長から、連絡事項等ありましたらお願いします。

**庶務課長** 次回の定例会でございますけれども、既にご案内してございますけれども、11月27日、今週の水曜日でございます。午後2時を予定してございますので、よろしく願いいたします。

**委員長** では、次回の定例会につきましては11月27日(水)、午後2時からを予定させていただきます。よろしくご予定の方お願いいたします。

それでは、日程第1 議案第68号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは議案第68号につきまして、ご説明を申し上げます。

特別区人事委員会は、本年10月9日に各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を588円、率で申

しますと 0.14%上回っていることから、公民較差を解消するため、月例給を引き下げることとし、給料表を平均 0.15%改定をするものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、区長及び副区長の給与等の額の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、本年の特別区人事委員会の勧告の給料表がマイナス改定であること、また、昨今の日本経済は企業の業況判断が改善し、デフレ状況からも脱却傾向にあり、景気が緩やかに回復しつつある一方、世界景気のさらなる下振れ等によりその先行きが依然厳しいことなどを勘案し、区長及び副区長の給料月額を 0.15%減額することが妥当である、との答申がなされました。

区では、この答申を受けまして検討しました結果、区長及び副区長の給料月額を答申どおり改定をすることといたしました。さらに答申の趣旨に準じまして、教育長及び常勤監査委員の給料月額を改定する必要があることから、この条例案の作成に当たりまして教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例案は関連する 3 件の条例につきまして、条建てで改正することといたしてございます。その第 2 条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から 2 枚目の資料、「給料月額の改定の概要」をご覧ください。給料月額の改定でございますが、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額を記載のとおり 0.15%引き下げるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成 26 年 1 月 1 日としてございます。その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、平成 26 年 3 月支給の期末手当の額につきまして、平成 25 年 4 月からの年間給与に係る必要な調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ありがとうございました。

それではただいまのご説明につきましてご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、特に意見等ございませんので、議案第 68 号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第 68 号は原案のとおり可決いたします。

それでは、次に日程第 2 議案第 69 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第 69 号につきましてご説明申し上げます。

先ほどご説明しましたとおり、特別区人事委員会は職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、公民較差を解消するため月例給を引き下げることとし、給料表を改定するほか、新たな住居手当制度の構築をするものでございます。

特別区におきましては、特別区人事委員会の勧告の取扱いにつきまして、厳しい財政状況を踏まえ慎重に検討を進めました結果、勧告の内容を実施することといたしましたところでございます。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要があることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から 2 枚目の資料、「給与改定等の概要」をご覧ください。給料表の改定でございますが、公民較差相当分の給料月額引下げ等を行うものでございます。次に新たな住居手当制度でございますが、支給対象を世帯主等である職員のうち、自ら住宅等を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を負担する者に改めまして、持家に居住する職員につきましては支給対象外とするものでございます。また、住居手当の月額は 8,300 円とし、優位な人材を確保するとともに、給与に占める家賃負担が高い職員に配慮するという観点から、当該年度末において満 27 歳までの者につきましては 27,000 円とし、満 28 歳から満 32 歳までの者につきましては 17,600 円とするものでございます。

最後に施行期日でございますが、給料表の改定は平成 26 年 1 月 1 日とし、新たな住居手当制度は平成 26 年 4 月 1 日としてございます。その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、新たな住居手当制度の導入に伴い、支給対象外となる持家に居住する職員につきまして、3 年間の経過措置といたしまして、平成 26 年度は月額 6,000 円、平成 27 年度は月額 4,000 円、平成 28 年度は月額 2,000 円を支給することを定めるほか、平成 26 年 3 月支給の期末手当

の額につきまして、平成 25 年 4 月からの年間給与に係る公民較差の是正に関する必要な調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にご意見等ありませんので、議案第 69 号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第 69 号は原案のとおり可決いたします。

それでは、次に日程第 3 議案第 70 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第 70 号につきましてご説明を申し上げます。

学校教育職員、いわゆる区費教員の給与でございますが、先ほどご説明いたしました特別区人事委員会の勧告の中で、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当である、との意見が出されました。東京都の教育職員の給与につきましては、本年 10 月 17 日に東京都人事委員会から都知事等に対しまして報告及び勧告が行われたところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を 827 円、率で申しますと 0.2% 上回っていることから、給料表の改定により月例給を引き下げるものでございます。区費教員の給与につきましては、都費負担教員と同一の職場における同一の職務内容であることから、給料などは都費負担教員に適用される東京都の「学校職員の給与に関する条例」の規定内容を基本とし、住居手当を含めた生活関連手当等につきましては、あくまで区の職員であることから、幼稚園教育職員と同様に取り扱うことという整備方針に基づいてきたところでございます。

区では特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めました結果、これまでの給与の整備方針に基づきまして、給料につきましては東京都人事委員会の勧告による給料表の改定を実施することとし、住居手当につきましては、先ほど

ご説明させていただきました特別区人事委員会の勧告による新たな住居手当制度を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給料表を改定する等の必要があるため、この条例の作成に当たりまして教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目の資料、「給与改定等の概要」をご覧ください。まず給料表につきましては、東京都人事委員会の勧告した給料表に準じて、給料表を改定するものでございます。次に、住居手当でございますが、世帯主等に対しまして、支給対象や支給金額について先ほどご説明いたしました幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

なお、単身赴任手当受給者の住居手当につきましては、支給対象を配偶者が居住するために住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を負担する職員としてございます。支給金額につきましては月額4,100円とし、世帯主等に対する加算と同様に、当該年度末現在において満27歳までの者につきましては13,500円とし、満28歳から満32歳までの者につきましては8,800円とするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、給料表の改定は平成26年1月1日とし、新たな住居手当制度は平成26年4月1日としてございます。

この他、条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、新たな住居手当制度の導入に伴い支給対象外となる持家に居住する職員につきましては、3年間の経過措置といたしまして、世帯主等につきましては、平成26年度は月額6,000円、平成27年度は月額4,000円、平成28年度は月額2,000円を支給すること、単身赴任手当受給者につきましては、平成26年度は月額3,000円、平成27年度は月額2,000円、平成28年度は月額1,000円を支給することを定めるほか、平成26年3月支給の期末手当の額につきましては、平成25年4月からの年間給与に係る公民較差の是正に関する必要な調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**委員長** ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

では特にはございませんが、大変厳しい状況なのだな、ということのを改めて、気を落とさずにとというか、そんな部分があるのかなというふうに思います。

それでは、意見としてはありませんので、議案第 70 号は原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第 70 号は原案のとおり可決いたします。

以上で予定されておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の臨時会を閉会させていただきます。ありがとうございました。